



富山市立小・中学校 再編原案(案)

令和3年10月15日

学校再編推進課

目次



検討のプロセス 「市立小・中学校再編計画の考え方について」に基づく	P 2
検討のプロセス 再編原案の選定／再編原案リストの解説	P 3
原案シート解説	P 4
再編原案 富山中央地域	P 5
富山北部地域	P12
和合地域	P19
呉羽地域	P27
富山西部地域	P33
富山東部地域	P37
大沢野・細入地域	P41
大山地域	P50
八尾・山田地域	P57
婦中地域	P67

検討のプロセス（「市立小・中学校再編計画の考え方について」に基づく）



再編対象校の選定

令和3年度時点において、

- ・複式学級が存在する学校⇒小学校9校
- ・全学年が単学級である学校⇒小学校16校、中学校2校

計 27 校

再編の組み合わせの検討

組み合わせ方法	検討案数
①再編対象校と校区が隣接する同一地域生活圏内の学校との再編を検討 (①で適正規模とならない場合)	小学校:59案
②同一地域生活圏内において3校以上の再編を検討	小学校:33案
 (同一地域生活圏内での再編が困難な場合) ③地域生活圏をまたいだ再編を検討	小学校:4案 中学校:2案
	計 小学校:96案 中学校:2案
 (①～③と併せて考えるもの) 中学校との併設を念頭に置いた再編案を検討(次のいずれかに該当する場合) <ul style="list-style-type: none">・同一地域生活圏内において、複数校の組み合わせによって新たな再編校は適正規模となるが、一部小規模校が残置する場合・同一地域生活圏内に中学校が一つのみの場合	①～③の内 小学校:10案

検討のプロセス 再編原案の選定／再編原案リストの解説



再編原案の選定

前述のプロセスから得た「再編の組み合わせ」(98案: 小学校96案、中学校2案)のうち、適正規模校は再編対象校とはしないことを前提とし、以下の条件を基本として再編原案の選定を行った。

【選定条件】

- ・再編後、長期的(R7～R22)には適正規模となる
(適正規模に向けて段階的に行う統合(一次統合)を含む)
- ・再編後、長期的に必要となる教室数に対して、学校の保有教室数が充足している
- ・再編後、同一地域生活圏内に再編対象校が残置しない
- ・再編後の児童の中学校の進学先といった環境変化に配慮する

選定した再編原案(諮問)

対象	再編原案数
1. 小学校	34案
2. 中学校	2案

「再編原案リスト」記載項目

再編後の学校規模・学級数を示しています。
小学校は1学級35人、中学校は1学級40人で算出しています。

再編後の教室の過不足状況を実数で示しています。

再編対象校（再編先学校を除く）に現在通学している児童生徒について、再編先学校に通学する場合の通学距離が3km超となる児童生徒の割合及び人数を示しています。

再編の方法を示しています。
以下の方法があります。
・統合、一次統合、最終統合、通学区域変更

地域生活圏	再編を検討する学校の組み合わせ				再編後の基本データ								再編原案	手法		
	再編対象校 (複式学級がある学校)		再編対象校との組み合わせを検討する学校	再編先学校	学校規模 (学級数)				再編先学校の教室充足状況							
	R7	R12	R17		R7	R12	R17	R22	R3							
富山中央		柳町小学校	中央小学校	現 中央小学校	適正 (17)	適正 (18)	適正 (13)	適正 (12)	1	0	5	6	2%	3人	富山中央-1	統合
		柳町小学校	奥田小学校	現 奥田小学校	大 (19)	適正 (18)	適正 (14)	適正 (12)	▲ 4	▲ 3	1	3	1%	2人	富山中央-2	
		柳町小学校 (奥田小校区)	奥田小学校	現 奥田小学校	適正 (17)	適正 (13)	適正 (12)	適正 (12)	▲ 2	2	3	3	0%	0人	富山中央-3(1)	通学区域変更
		柳町小学校 (東部小校区)	東部小学校	現 東部小学校	適正 (14)	適正 (12)	適正 (12)	適正 (12)	2	4	4	4	0%	0人	富山中央-3(2)	



原案シート解説

各項目の説明

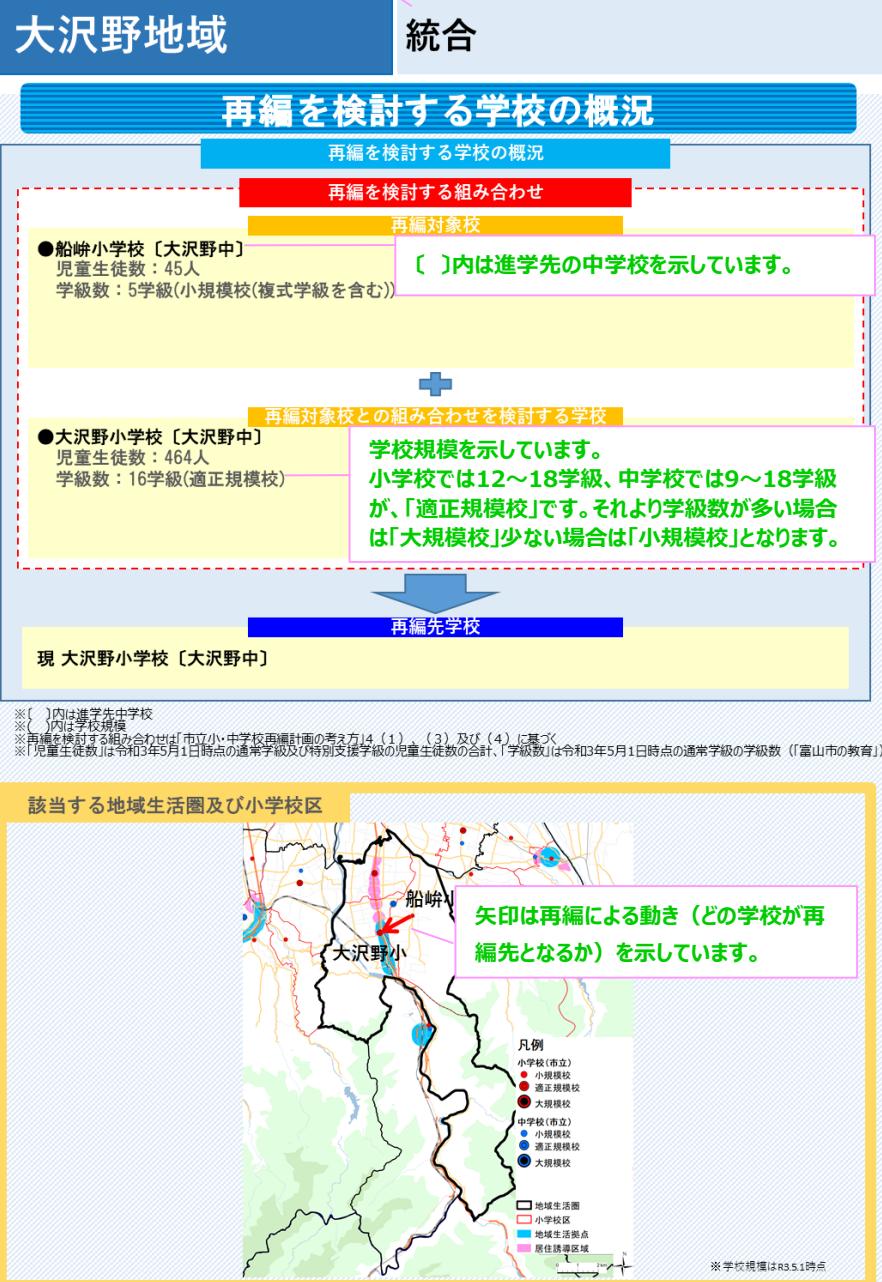
再編の方法を示しています。

以下の方法があります。

- ・統合
- ・一次統合
- ・最終統合
- ・通学区域変更

赤文字は児童生徒数の合計を示しています。
黒文字はその内訳を現在の学校ごとに示しています。

将来の児童生徒数は、過去5年分の人口データを基に、実績人口の動態から将来人口を推計する方法（コホート変化率法）によって、校区分別・各歳別に算出しています。



(参考) 再編案検討のプロセス (「市立小・中学校再編の考え方」より抜粋)

4 (1) 再編対象校の選定

再編の対象となる学校は、早期に適正化を検討する学校規模を定めた基本方針に基づき、再編が先行している水橋地区を除いた、
 ①複式学級が存在する学校(小学校9校)
 ②全学年が単学級である学校(小学校16校、中学校2校)
 とし、選定時点を令和3年度とする。

4 (2) 再編を考える範囲

再編を考える範囲は、地域としての歴史的つながりや一体性、まとまりがあり、市民にもわかりやすい地域区分であり、本市の総合計画や都市マスタープランなど、まちづくりに関する他の計画との整合も図られることから、総合計画や都市マスタープランなどで設定されている14地域生活圏とする。



4 (3) 再編の組み合わせの検討

同一の地域生活圏内において、まずは校舎が隣接する学校で適正規模となるかを検討し、適正規模とならない場合は3校以上での再編を検討する。また、同一地域生活圏内の再編が困難な場合は、地域生活圏をまたいだ再編を検討する。なお、新たな再編校の設置にあたっては、原則既存校舎の活用を検討するものとする。

4 (4) 小学校と中学校の併設の検討

同一の地域生活圏内の小学校で、次のような場合には、中学校との併設も念頭に、再編案を検討する。
 ①複数校の組み合わせによって新たに再編校は適正規模校となるが、一部小規模校が残置する場合
 ②同一地域生活圏内に中学校が一つの場合